

第2次永平寺町環境基本計画

禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ

(計画期間) 2018年度 ~ 2027年度



永平寺町イメージキャラクター
えい坊くん

平成30年3月策定

永平寺町

第2次永平寺町環境基本計画

目次

本編

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の考え方	1
1-2	環境未来像	1
1-3	計画期間	2
1-4	環境指標	2

第2章 基本施策と行動計画

2-1	自然共生社会の推進	7
2-2	循環型社会の推進	9
2-3	低炭素社会の推進	12
2-4	歴史・文化と景観の保全	14
2-5	生活環境の保全	16

第3章 重点施策と行動計画

3-1	サクラマスやホタル等を指標とした水辺環境の保全・活用	18
3-2	地域資源を活用した高齢化・健康社会への適応	21

第4章 計画の推進

4-1	推進体制	23
4-2	人づくり	23
4-3	取組実施ゾーン	25

資料編	(巻末に記載)
-----	---------

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の考え方

最初の永平寺町環境基本計画（平成20年3月策定、以下、「第1次計画」と呼ぶ）が策定されてから10年が経過し、このたび第2次永平寺町環境基本計画（以下、「第2次計画」と呼ぶ）を策定しました。その目的は、第二次永平寺町総合振興計画（平成29年3月策定）を環境面で推進する「計画と施策」を示すことです。そして、それは永平寺町環境基本条例（平成19年6月制定）の基本理念を踏まえて策定します。

現在、地球規模にしても、地域にしても、共通して目指すものが「持続可能な社会」であることに疑いの余地はありません。その持続可能な社会は、図1に示すように、「自然共生社会」、「循環型社会」、「低炭素社会」の3つの社会を具現化して始めて実現するものです。その持続可能な社会の中においてこそ、私たちは将来にわたり安心して暮らせるのです。



図1 持続可能な社会の構築と安心の社会

この第2次計画では、「持続可能な永平寺町」を実現することを目指します。縦割りの個別施策では、持続可能な社会を実現することは難しく、複数の施策を横断的に実現する行動が必要です。

そこで、第1章の現状分析、第2章の基本施策（分野別）に続いて、第3章では重点施策と分野横断的な行動計画としました。そして、第4章では、町、町民・団体、事業者、学校が対等に連携する機関横断の推進体制を示しました。それぞれの組織や個人が主体的に行動する中での人づくりが計画を推進する上で最も有効であると考えています。

1-2 環境未来像

永平寺町が目指す環境の未来像は、前項の考え方を踏まえて以下のとおりとします。

「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」

この環境未来像に示された「禅の心」には、資源の大切さや物のありがたさを感じ無駄を省くとともに、自然に対する感謝と畏敬を町民一人ひとりの心の中に息づかせ、持続可能でか

つ人々が互いに心豊かな時間を共有できる地域社会を創造し、将来の世代に引き継ぐという思いを込めています。

そのためには、一人ひとりが地球環境保全の大切さを人類共通の重要課題として深く認識し、多様な環境資源のある永平寺町という地域とその抱える問題をよく知り、自ら進んで生活様式や社会経済活動を見直すなかで環境意識を高めながら、環境活動の実践を目指します。このことが持続可能な社会を築く礎（いしずえ）になると考えます。

1-3 計画期間

第2次計画の計画期間は、2018年度～2027年度の10年間とします。

第2次計画では、社会情勢等の変化に応じた柔軟な対応を推進するため、毎年、施策や指標の点検・評価を行うとともに、5年を目処に計画の見直しをします。

1-4 環境指標

(1) 現状

町を構成する基本事項と環境項目について、近年の変化をまとめておきます。(数値は、各段落末の()内記載の資料による)

人口は、20,647人(H22)から19,883人(H27)に3.7%減少しています。世帯数は7,217世帯(H22)と7,276世帯(H27)でほぼ同じ、世帯人員は2.86人(H22)から2.73人(H27)に減りつつあります。年少人口(0～14歳)の割合(12.4%)、生産年齢人口(15～64歳)の割合(60.2%)ともに減少傾向にあるのに対し、老年人口(65歳以上)の割合(27.5%)が増加し少子高齢化が進んでいます。なお、老年人口の県平均は28.6%、全国平均は26.6%です。(H27)(国勢調査)

土地利用では、山林面積65.3%、田16.8%、宅地6.4%、畑1.4%、原野0.8%、その他9.3%(H27)で、田畑が減少し宅地が増加する傾向にあります。(福井県市町勢要覧)

就業人口は10,447人(H22)から10,414人(H27)とほぼ変わりません。産業別就業割合は、第1次産業が3.4%、第2次産業が26.3%、第3次産業が67.8%(H27)と、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加する傾向にあります。(福井県市町勢要覧)

次に、環境関連項目について近年の現状をみます。

一人一日当たりのごみ排出量については、永平寺町は783g(H27)であり、県内17市町で3番目に少なくなっています。(環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

大気汚染や地球温暖化に影響する自動車登録台数は14,843台(H17)から15,336台(H27)に微増しており、軽自動車の占める割合が43%と増加の傾向にあります。(中部運輸局)

温室効果ガス排出量は、県全体で948万トン(H20)から979万トン(H25)に増えていきます。排出源別にみると、産業部門と運輸部門がそれぞれ3.2%、1.6%減少しているのに対し、家庭部門が16%、業務部門が6%増加しています。この増加は、東日本大震災(平成23年3

月 11 日)に伴う東京電力(株)福島第 1 原子力発電所事故により全国の原子力発電所の多くが停止し、火力発電の比率が増えたことによると考えられます。(福井県環境白書)

酸性雨は、永平寺町に近い福井市原目町の観測値で pH4.44 (H18) から pH4.60 (H27) に緩和、県内の他の観測地点(越前町)でも緩和傾向にあります。(福井県環境白書)

下水道普及率は、74.6% (H20) から 99.2% (H27) に、水洗化率は 90.2% (H20) から 94.9% (H27) に上昇、ともに県下でも上位にあります。(庁内担当課)

都市公園面積(1人あたり)は、8.89 m² (H20) から 9.43 m² (H28) と漸増しています。(庁内担当課)

1年あたりの公害苦情件数は、16件(H23)から17件(H27)と変わりませんが、野焼きの苦情は4件(H23)から10件(H27)に増えています。これは、人々の環境意識の向上により、通報件数が増えたとも考えられます。(庁内担当課)

(2) 環境指標の達成状況

第1次計画策定時の環境指標の目標値(H29)と第1次計画策定前年度(H18)、改定前年度(H24)、そして今回第2次計画策定の前年度(H28)の実績値、および目標値に対する達成状況評価を5頁の表1に示します。表1の達成状況を見ると、28項目のうち12項目しか目標値を達成していませんが、目標値に近いものも多くあります。主な未達成項目とその要因は次のとおりです。

1) ひとつくり

自然観察会・環境学習会の開催数は、年間目標値36回に対して実績は9回(H28)です。目標が高すぎたことや小さな団体が主催するものを把握できないため、平成25年度の改定時には目標自体を削除しています。講演会・セミナー等の実施回数も、同様の理由で、年間目標値の10回に対して実績は8回(H24)、6回(H28)となっています。

ホームページの更新回数は、年間目標値24回に対して実績は7回(H24)、8回(H28)と当初から低い状態です。更新の定義が難しく、また近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の多様化を考えるとメディアとのすみ分けを図る必要があります。

環境ウォークの実施回数は年間目標値6回に対して、6回(H24)、2回(H28)です。その規模やイベントの多さにもより、単純に回数では評価できない部分もありますが、工夫をしながら継続すべきと考えます。

2) 循環型社会・地球環境

古紙回収実施団体の延べ数は、目標値30団体に対して、27団体(H24)、22団体(H28)と漸減、回収量も602トン(H24)から436トン(H28)に減っています。リサイクル率も目標値27.5%に対して、実績は17.7%(H24)、14.5%(H28)と低迷しています。低迷の理由は、古紙回収、リサイクル率ともに、「民間事業者によるスーパー等での店頭回収(以下、「店頭回収」と呼ぶ)」が増加し、その数量を把握していなかったことが主な要因と考えられます。

県全体のリサイクル率は16.1%（H28）ですが、町としては、県と足並みを揃え、遅れている雑がみの分別回収などを進めていく必要があります。

コミュニティバスの利用者数は、年間目標値62,400人に対し、40,923人（H24）、30,871人（H28）と減少ぎみです。これは、福井県が全国有数のクルマ社会であり、永平寺町も自家用車への依存が高いためと考えられます。今後、少子高齢化が進行するなかで、公共交通の重要性は増大しており、他の環境行動とあわせて社会の仕組みを変えていく必要があります。

3) 地域環境資源

景観形成作物の作付面積は、目標値に無理があったことから、平成25年度の改定時には目標自体を削除しています。れんげ米の作付面積は、目標値300,000㎡に対し、実績値は233,030㎡（H24）から100,265㎡（H28）に減少しており、大規模な営農組織の取り組みに左右される一面があります。なお、れんげ米を含めた特別栽培米の作付面積の実績値は514,597㎡（H28）です。

4) 生活環境

永平寺町の大気や水質は良好な状況にあり、大気汚染や水質汚濁など、深刻な公害問題は特にありませんが、公害苦情件数は、目標値のゼロに対して、21件（H28）と、大きくかけ離れた現状にあります。これは、近年、ダイオキシンの発生が懸念されるビニール類の野焼き行為などに町民の関心が高くなったことなど、人々の環境意識の向上により、町への通報件数が増えたとも考えられ、必ずしもゼロに近いことが望ましいとは言えない側面もあります。



永平寺町環境ポスターコンクール最優秀賞作品（町内中学2年生による）

（左から順に、平成27年度、平成28年度、平成29年度）

表 1 第 1 次計画における環境指標（数値目標）の達成状況

(注) 第 1 次計画（平成 20 年 3 月策定、平成 26 年 3 月改定）で設定した環境指標の達成状況。達成状況欄の○は目標達成項目、△は前進しているものの目標未達成項目、×は目標未達成でかつ後退している項目です。また、実績欄の「－」はデータを把握していないことを意味します。

平成 29 年 3 月末現在

指標項目	目標値	実績			達成状況
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	
(人づくり)					
自然観察会・環境学習会開催数	36 回/年	24 回/年	－	9 回/年	×
こどもエコクラブの登録団体数	7 団体/年	－	0 団体/年	1 団体/年	△
学校での環境に関する授業時間	25 時間/校	－	22.5 時間/校	42 時間/校	○
講演会・セミナー等の実施回数	10 回/年	－	8 回/年	6 回/年	×
広報誌への掲載件数	18 件/年	－	16 件/年	12 件/年	×
ホームページの更新回数	24 回/年	－	7 回/年	8 回/年	△
環境ウォークの実施回数	6 回/年	3 回/年	6 回/年	2 回/年	×
環境展の来場者数	300 人/年	－	235 人/年	4,571 人/年	○
(循環型社会・地球環境)					
フリーマーケットの実施回数	2 回/年	－	0 回/年	3 回/年	○
一人当たりのごみ排出量	690 g/日	811 g/日	786 g/日	789 g/日	△
古紙回収実施団体延べ数	30 団体/年	－	27 団体/年	22 団体/年	×
リサイクル率	27.5%/年	17.5%/年	17.7%/年	14.5%/年	×
学校給食での地産地消率	40.0%/年	－	34.2%/年	45.0%/年	○
えちぜん鉄道の利用者数	800,000 人/年	－	784,604 人/年	776,509 人/年	×
コミュニティバスの利用者数	62,400 人/年	－	40,923 人/年	30,871 人/年	×
太陽光発電設備容量	3,000kw	－	750kw	3,233kw	○
自動車の充電インフラ箇所数	3 箇所	－	0 箇所	1 箇所	△
(地域環境資源)					
親水空間整備延長	11.3 km	5.8 km	11.3 km	11.3km	○
景観形成作物の作付面積	100ha/年	16ha/年	27.0ha/年	11.5ha/年	×
サクラマス保全活動回数	10 回/年	－	5 回/年	10 回/年	○
ホテル観察会回数	3 回/年	－	1 回/年	3 回/年	○
外来生物駆除活動回数	5 回/年	－	2 回/年	45 回/年	○
れんげ米の作付面積	300,000 m ² /年	－	233,030 m ² /年	100,265 m ² /年	×
(生活環境)					
公害苦情件数	0 件/年	0 件/年	13 件/年	21 件/年	×
公共下水道への接続率	100%	90.2%	92.9%	94.6%	△
空き家バンク登録件数	10 件	－	2 件	21 件	○
不法投棄パトロール実施回数	33 回/年	－	33 回/年	33 回/年	○
環境美化活動実施回数	180 回/年	－	159 回/年	639 回/年	○

(3) 新しい環境指標

第2次計画では、第1次計画の環境指標をそのまま踏襲するのではなく、未達成で重要な環境指標を残しつつ、社会背景の変化を踏まえた環境指標、持続可能な社会（自然共生社会、循環型社会、低炭素社会）を実現するための環境指標、従来枠組みの環境保全（景観や生活環境）のための環境指標、そして環境未来像の実現に向けた行動計画に即した環境指標を設定します。

具体的には、第2章の「基本施策と行動計画」、第3章の「重点施策と行動計画」、第4章の「計画の推進」のなかで、それぞれ「環境指標」として表に記します。

なお、「取組項目と実施主体」の表における主体について、「町」は行政、「町民・団体」における団体は特定非営利活動法人（NPO法人）や環境団体など、「事業者」は企業、自営業、農業協同組合や漁業協同組合など、「学校」は小中高校、大学、その他教育機関を意味します。



九頭竜川と緑の山々
(永平寺町松岡上合月付近)

第2章 基本施策と行動計画

本章では、持続可能な社会を構成する自然共生社会、循環型社会、低炭素社会を実現するための施策、および歴史・文化と景観の保全、生活環境の保全のための施策を提示します。それぞれの施策のなかでは、行動計画をあげるとともに環境指標を表としてまとめました。

2-1 自然共生社会の推進

地域の豊かな自然や多様な生き物を守り育て将来に伝えるために、自然や生き物を保護・再生する活動や、里地里山の豊かな自然の保全等を推進します。

(1) 森林の有する多面的機能の保全

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

浄法寺山周辺の植生や山並み、自然の保全や、大佛寺山のブナ林の保全および森林保育事業（間伐、枝打ちなど）を推進し、水源かん養地としての山林を保全します。



森林の多面的機能の保全

(2) 山や登山道等の整備

浄法寺山に代表される山々は、四季折々の自然風景を見せてくれる場所として町内外から多くの登山者が訪れます。

これら山々には重要な植生や山並み、自然、歴史があり、地元の方々を中心に長い間守られてきています。春の山開きや夏休み、紅葉シーズン等に合わせて山や登山道等の環境整備や草刈等を適時実施します。



整備された登山道

(3) 絶滅のおそれのある野生動植物等の生息環境の保全

大野市から福井市の九頭竜川流域のアラレガコ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）の生息地は国の天然記念物に指定されています。また、ヒダサンショウウオ（環境省準絶滅危惧種）などが生息する良好な自然環境の保全を推進します。



アラレガコ

(4) 野生鳥獣による農林業被害への対応

イノシシなど有害鳥獣による農林業への被害を防止する対策や捕獲体制を整備します（被害金額 625 千円、被害面積 25,010 m²、いずれも H28）。なお、町内にはジビエ（野生

動物や鳥の狩猟肉) 料理を提供する店があります。

(5) 外来種対策の推進

外来種のアライグマやハクビシンの捕獲、特定外来生物に指定され生態系等への被害をおよぼすオオキンケイギクやコクチバス等の駆除や、その周知を推進します。

(6) 環境負荷低減に向けた農業への取り組み

環境への負荷の低減や安全な農作物を生産するため、国・県・町の支援策を活用する等によって化学肥料や化学合成農薬の使用低減を促進します。

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
森林の有する多面的機能の保全	○	◎	◎	
山や登山道等の整備	○	◎		
絶滅のおそれのある野生動植物等の生息環境の保全	○	◎	○	○
野生鳥獣による農林業被害への対応	◎	◎	○	
外来種対策の推進	◎	◎	○	○
環境負荷低減に向けた農業への取り組み	○	◎	◎	

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
間伐面積 (除伐面積含む、2016年度からの累計)	ha	14.2	150
狩猟・銃免許新規取得者数	人 / 年	1	3
有害鳥獣捕獲頭数 (外来動物含む)	頭 / 年	459	600
外来動物駆除頭数 (ハクビシン・アライグマ・ヌートリア)	頭 / 年	45	60
特別栽培米 (*) の作付面積	ha / 年	51.5	70

(*) 農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従い、減農薬栽培など特色ある方法で栽培された米。

2-2 循環型社会の推進

天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成には、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの取り組みが不可欠ですが、さらに環境への負荷を低減していくために、不要なものを断る（リフューズ）、修理して使う（リペアー）といった取り組みも含めた5Rを推進していきます。



永平寺町イメージキャラクター
えい坊くん

- え 選んで再生利用 再生利用:Recycle
- い いるものを長く使う 再使用:Reuse
- へ 減らす ごみの減量、発生抑制:Reduce
- い いらぬものはもらわない 断る:Refuse
- じ 自分で修理して使う 修理:Repair

永平寺町流5R

（注）3Rは、Reduce・Reuse・Recycleの頭文字です。

（1）食育等を通じた食品ロス削減への取り組み（リデュース Reduce）

各種団体と連携した料理教室等の活動を通して、食べ残しをなくします。地元の伝承料理（葉っぱ寿司等）に関する食育や、永平寺の精進料理の考え方（食材をおろそかにせず切れ端まで大事に使いきる）と、食べきり運動を関連付けて取り組みます。

家庭系の燃やせるごみの約38%が食品廃棄物と言われており、そのうち約25%が食品ロス、いわゆる消費・賞味期限切れや食べ残しであり、県が推奨している「食べきり運動」に取り組んでいきます。

町では、廃棄物の減量化対策の一環として、家庭から排出される生ごみの有効利用を促進するため、家庭における生ごみ処理器の購入に対する支援を行います。

（2）リサイクル市や古本市の展開、リユースショップの利用（リユース Reuse）

P T A行事等によるリサイクル市や、町内図書館による古本市の開催を促進します。使わなくなった衣類などはリユース（リサイクル）ショップへ持って行くなど、再使用を促進します。

（3）ごみ分別の徹底と雑がみ分別の推進（リサイクル Recycle）

ごみの分別については、家庭ごみの正しい分け方・出し方を、より一層周知・徹底します。

雑がみに関する廃棄方法の周知、雑がみ辞典の作成を行います。紙類は家庭系の燃やせるゴミの約半分、そのうち約 36%はリサイクル可能な雑がみ（チラシ、はがき、封筒、包装紙等）であり、全県的な雑がみ分別運動に沿って行動する必要があります。

町では、資源の有効利用やごみの減量化による廃棄物処理費の低減を図ることを目的として、町内の地域住民で組織する団体が実施する町内各家庭からの古紙等回収に対する支援を行います。



家庭ごみの正しい分け方・出し方

平成30年度版
収集方法等の改定があった場合には、改めて発行します。

ごみは決められた収集日の朝8時までに、決められた場所に出してください。

燃やせる雑がみ	指定袋	台所ごみ プラごみに出せない燃やせるごみ	皮製品類	木くず類	再生できない紙くず	カーペット・布団やビニールホース
	コンテナ	せともの ガラスコップ ペンキや油の空缶 空にする 化粧びん	50cm以下50cm以内の長さ	50cm以下50cm以内の長さ	50cm以下50cm以内の長さ	50cm以下50cm以内の長さ
燃やせる雑がみ	指定袋	ペットボトル類 原則このマークの付いているもの	緑・包装類 トレイ・パック・カップ類	水洗いで汚れを落とす ペットボトルのキャップははずす マークが付いていても 汚れを落とすことができないものは燃やせるごみに出す	水洗いで汚れを落とす ペットボトルのキャップははずす マークが付いていても 汚れを落とすことができないものは燃やせるごみに出す	水洗いで汚れを落とす ペットボトルのキャップははずす マークが付いていても 汚れを落とすことができないものは燃やせるごみに出す
資源ごみ	色別のコンテナ	あきびん 透明	茶びん	青びん	黒びん	ふたを取る 中をきれいに洗う 色別にコンテナへ分ける
	コンテナ	あきかん ペットボトル	キャップ、ラベル、取っ手 を切る ※プラごみへ リングは取らなくて良い 中をきれいに洗う つぶさない	牛乳・ジュース類の 入っていたもの (内袋が白色のものだけ)	中をきれいに洗う 切り開く を乾かす 内袋が白色以外は 可燃ごみへ	割れたものは燃やせるごみに出す ガムテープ等での梱包は しないこと 専用コンテナに入れる
	コンテナ	紙パック 蛍光灯管	白熱電球・グロー球 水銀体温計も 対象となります	白熱電球・グロー球 水銀体温計も 対象となります	白熱電球・グロー球 水銀体温計も 対象となります	白熱電球・グロー球 水銀体温計も 対象となります
	有言ごみ	乾電池類	電池類 乾電池類 炭に入れないで出す	ライター ライター 必ず使った後 専用のコンテナに入れる	強い湯で ライター ライター 必ず使った後 専用のコンテナに入れる	スプレー缶 スプレー缶 必ず使った後 専用のコンテナに入れる

古紙回収

団体・地区の集団回収日、または、下記の古紙回収ボックスへ

ボックス①	ボックス②
新聞紙・チラシ 雑誌・古本 ダンボール ボックス① 平日 6:30~21:00 ココ 東大橋商店	コピー用紙、空き箱 包装紙など雑がみ ボックス② 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:00 (日曜・休日は不可) ココ 東大橋商店

※小さな紙は、紙袋に入れて、必ず紙ひもでしばってください。

有料 粗大ごみ収集日、または清掃センターへ個人が直接搬入

粗大ごみ

石油ストーブ 自転車 タンス ソファ マットレス

小型家電

ラジオセ 電子レンジ 電気炊飯器 トースター プリンター

※リサイクル推進のため、粗大ごみの日にあわせて回収します。

清掃センターへ搬入する場合は、必ず事前に問い合わせてください。☎74-1314 (あわら市管 33-3-1)

町で収集できないごみ ※買われた販売店で引き取ってもらうください。

※電リサイクル法該当品目 (テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、エアコン、洗濯機及び乾燥機)

ガスボンベ バッテリー 消火器 農薬等の液体 ブロックやコンクリート片

お問い合わせ先
永平寺町役場 住民生活課 ☎61-3945 (直通)

家庭ごみの分別区分 (平成 30 年度版)

(4) 過剰包装の拒絶やマイバッグの持参 (リフューズ Refuse)

商品購入等の際に過剰包装を断ったり、買い物でのマイバッグ持参を促進します。

(5) 物の修理、DIY の時間を持つ (リペアー Repair)

物を修理して大切に使えば、長い間使えます。自転車等は、町内販売店で修理してもらえます。自身や子供といっしょに行う DIY (Do It Yourself) や日曜大工の時間を作るなどの行動を促進します。

(6) 食の地産地消の推進

野菜など町内産・県内産の食料は、安全性や鮮度が高く安心しておいしく食べられることから、捨てる部分を少なくでき廃棄物の減量化に寄与することに加え、それらの輸送距離が

短いことから軽油やガソリンなどエネルギーの消費抑制にも貢献できます。こうしたことから、より一層、学校給食などにおける地産地消を推進します。

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
食育等を通じた食品ロスの削減	○	◎	○	○
リサイクル市や古本市の展開、リユースショップの利用	○	◎	○	○
ごみ分別の徹底と雑がみ分別の推進	○	◎	◎	○
過剰包装の拒絶やマイバッグの持参	○	◎	○	
物の修理、DIY の時間を持つ	○	◎	○	
食の地産地消の推進	○	◎	○	○

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
一人一日当たりのごみ排出量 (*1)	g / 日	789	690
フリーマーケット (リサイクル市や古本市) の開催	回 / 年	3	3
家庭ごみのリサイクル率 (*2)	% / 年	15.6	25
古紙回収実施団体数	団体 / 年	22	22
学校給食での地産地消率	% / 年	45	50

(*1) 一人一日当たりのごみ排出量は、集団回収量を含んで算出しています。

一人一日当たりのごみ排出量 = ごみ総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365 日

(*2) リサイクル率は、集団回収量および店頭回収量を含んで算出しています。

リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量 + 店頭回収量)
 ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量 + 店頭回収量)

2-3 低炭素社会の推進

低炭素社会への転換のために、再生可能エネルギーの推進を図ります。徒歩や自転車、公共交通機関による移動を促進し、次世代自動車等ガソリン自動車よりも環境負荷の少ない移動手段への転換を図ります。また、住宅等における省エネ等の取り組みを推進します。

(1) 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー（太陽光・小水力・バイオマス等）は環境にやさしいエネルギーです。本町ではすでに全7小学校に太陽光発電設備を、また上志比文化会館と松岡福祉総合センターに木質バイオマスボイラーを導入しています。低炭素社会の実現に向け、さらに再生可能エネルギーの積極的な活用を行っていく必要があります。



バイオマスボイラー（上志比文化会館）

(2) エコドライブの推進と充電インフラの整備

エコドライブ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践を通して省エネルギーを推進します。また、電気自動車急速充電器等の充電インフラを整備し、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等）や低燃費・低排出ガスの環境性能に優れた自動車の導入を促進します。



電気自動車急速充電器
（道の駅「禅の里」）

(3) 公共交通機関の利用促進

永平寺町を含め、福井県は全国有数のクルマ社会です。クルマに頼り過ぎている生活を見直し、公共交通機関や自転車、徒歩などで移動する「カーセーブ」の取り組みや、最寄り駅でクルマから公共交通機関に乗り換えて移動するパーク・アンド・ライドの利用を促進します。

福井県の「高齢免許返納者サポート制度」では、運転に不安を感じる高齢ドライバーが免許を自主返納することによって、受けられるタクシー・電車・バスの割引サービス等を支援します。



えちぜん鉄道

(4) 国民運動「クールチョイス」の推進

夏の冷房時に室温28℃で快適に過ごす「クールビズ」や暖房時の室温を20℃で快適に過ごす「ウォームビズ」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「クー

ルチョイス (COOL CHOICE)」の推進を通じたライフスタイルの転換を呼びかけていきます。

電力需要の高まる夏場（冬場）に、家庭のエアコンなどを利用するのではなく、公共施設や商業施設などの涼しい（暖かい）場所に出かけることなどにより、消費電力を抑えるクールシェアやウォームシェアといった取り組みを推進します。

（５）住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく住宅や建築物における省エネルギー基準を踏まえた断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減など、的確な設計施工を促進します。また、エコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームを促進します。

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
再生可能エネルギーの推進	◎	○	○	○
エコドライブの推進	○	◎	◎	
充電インフラの整備	○		◎	
公共交通機関の利用促進	○	◎	○	○
国民運動「クールチョイス」の推進	○	◎	○	○
住宅・ビル等の省エネルギー対応	○	◎	◎	○

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
固定価格買取制度（*1）における再生可能エネルギー発電設備導入容量	kW	3,233	4,200
自動車の充電インフラ箇所数	箇所	1	3
公共交通機関利用者数（*2）	千人 / 年	835	895
町施設における二酸化炭素排出量	ton - CO ₂ / 年	2,564	2,273

（*1）「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは、再生可能エネルギーの普及・促進を目的として、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間・一定価格で買い取ることを国が約束する制度。

（*2）えちぜん鉄道・京福バス・町コミュニティバスの年間利用者数。

2-4 歴史・文化と景観の保全

永平寺町の歴史・文化的遺産や地域の風習や伝統行事を大切に守り、また、景観の保全・創出を図ります。

(1) 歴史的・文化的遺産の継承

平成 27 (2015) 年度に開始した「永平寺門前まちなみ整備事業」では大本山永平寺に残る 1600 年代の古地図に基づき永平寺川の修景と永平寺川沿いの旧参道の復元を行っています。また永平寺川沿いから歩いて参拝し、門前を通過して帰る回遊ルートを確認します。

永平寺、吉峰寺等の寺社仏閣や松岡古墳群等は、町の誇る歴史的・文化的遺産であり、観光や交流を図ることもでき、地域住民と協働して大切に保存・継承していきます。



手繰ヶ城山古墳

(2) 地域の風習・伝統行事の参加・協力や伝承料理の保存

永平寺の雲水らによる読経が営まれた後、九頭竜川に約 1 万基の燈籠が流される「永平寺大燈籠ながし」は夏の風物詩です。このような地域の祭事の風習や伝統行事に参加・協力します。

「葉っぱ寿司」は町の伝承料理で、油桐は「町の木」に指定されています。本来そこには九頭竜川のサクラマスを使用していました。また、流域には、アユやアヲレガコアヲレガコの漁法や食文化も残されています。



永平寺大燈籠ながし

こういった伝承を後世に残すために、地域や小学校で料理教室などを開催しています。さらに、九頭竜川中部漁業協同組合の中間育成施設では、放流用のアユの他に、九頭竜川の天然資源を守るためにサクラマスを育成し、葉っぱ寿司などへの利用を進めています。

(3) 景観づくりの推進

景観条例による景観の保全・創出を図り、町民主体の景観づくりへの取組みを支援します。

伝統的な住宅建築の継承による町並みを保存し



油桐の葉っぱ寿司

ます。その一例として、中島・京善・栃原地区の伝統的民家群保存活用推進地区があります。他にも、国の登録有形文化財に指定されている白壁瓦屋根の木造駅舎の旧永平寺口駅、煉瓦作りの旧京都電燈古市変電所、松岡十二曲りに由来した通りの景観、九頭竜川五松橋付近の堤防や県立大学、鮎街道等の桜並木、美しい稲穂やれんげ畑等が見られるのどかな田園風景の保全を図っていきます。新たに公園の整備等をする場合には、これら景観に配慮した施策を推進します。また、建築物および屋外広告物の適正な規制、指導を行っていきます。



美しくのどかな田園風景

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
歴史的・文化的遺産の継承	◎	○	○	
地域の風習・伝統行事の参加・協力や伝承料理の保存	○	◎	○	○
景観づくりの推進	○	◎	○	

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
永平寺門前町における電線の地中化	m	0	220
伝承料理（油桐の葉っぱ寿司等）講習会開催数	回 / 年	5	5

2-5 生活環境の保全

私たち人が快適に生活でき、様々な生物が生存していくためには、空気や水などの身近な環境をきれいに保つ必要があります。公害や不法投棄の防止等に向けた事業所への指導や町民への啓発に取り組みます。

(1) 公害の防止・対応

典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）をはじめとする環境汚染を防止するため、関係機関と連携し、今後とも監視、指導、啓発等を継続します。

とりわけ、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントなど人の健康への影響が懸念される大気汚染については、住民への情報発信と注意喚起を行っていきます。

(2) 野外焼却（野焼き）の禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外（*）を除き、野外焼却（野焼き）は禁止されています。野外焼却は、法令に違反することに加えて、煙や悪臭、火災予防の観点から周囲の迷惑になります。ドラム缶やブロックを積んで作った簡易焼却炉で焼却することや、また、堤防や用排水路などの清掃で回収したごみを焼却することも禁止されています。



野外焼却（野焼き）の事例

（*）例外として、以下の事例では野外焼却が認められることもありますが、周辺の迷惑となる場合は、行政指導の対象となります。風向きや天候に注意し、周辺の迷惑にならないように配慮する必要があります。

- ・ 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないもの（稲わらや焼畑農法など）
- ・ どんど焼き等の地域の行事での焼却
- ・ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うためのもの
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの

(3) 不法投棄やポイ捨て、ふん害等の防止の推進

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されています。不法投棄を行った者には、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられます。法人等の場合には、3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄物の処理については、投棄者、土地または建物の占有者（管理者）の順番で撤去する責任があります。管理者は、不法投棄の予防策として、草刈やロープを張るなどして空き地等への不法投棄を誘発しないような環境づくりをすることが大切です。



不法投棄の事例

町では、不法投棄防止パトロールを実施し、監視および不法投棄の撲滅に努めます。不法投棄やごみのポイ捨て、ペット類のふん害防止のために、それぞれがマナーを守るよう啓発するとともに、注意を促す看板等の設置をします。また、野良猫の去勢手術に対する助成を行うなど、野良猫を増やさないことにより、町民の快適な生活環境を保全します。

(4) 町民一斉清掃や九頭竜川クリーンアップ作戦

毎年4月第3日曜日を「町民清掃の日」と定め、町民・事業者・町（行政）が一体となって町内一斉清掃を行います。

また、NPO 法人ドラゴンリバー交流会の呼びかけによる「九頭竜川クリーンアップ作戦」に積極的に参加します。



九頭竜川のクリーンアップ作戦

(5) 公共下水道の普及促進

公共下水道や農業集落排水処理施設への接続を呼びかけ、下水道等に未接続の場合はすみやかな接続を促します。

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
公害の防止・対応	◎	○	◎	
野外焼却（野焼き）の禁止	○	◎	◎	
不法投棄やポイ捨て、ふん害等の防止の推進	○	◎	◎	
町民一斉清掃や九頭竜川クリーンアップ作戦	○	◎	○	○
公共下水道の普及促進	◎	○	○	

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
公害苦情件数（野焼き含む）	件 / 年	21	0
不法投棄対応件数	件 / 年	13	0
九頭竜川クリーンアップ作戦参加者数	人 / 年	250	300

第3章 重点施策と行動計画

本章では、生物環境の保全とそれらを活用した環境教育および地域資源を活用した高齢化・健康社会への対応の2つを重点施策として掲げ、分野横断的な行動計画を示します。

この行動計画の実施によって複数の団体が結びつき、人づくりが自然にできることを期待しています。また、第2章と同様に「取組項目と実施主体」および「環境指標」を表としてまとめました。

3-1 サクラマスやホタル等を指標とした水辺環境の保全・活用

九頭竜川は、「母なる川」として古くから地域の人々の生活と密接な関わりを持ち、親しまれてきた北陸屈指の大河川です。そこに生息するサクラマス、アユ、アラレガコや、その支川や用水路に生息するホタルは、町の豊かな自然、美しい水を象徴するものです。

(1) サクラマス

サクラマスはヤマメの一部が海に降りたもので、約1年間の海洋生活を経て、故郷の川に戻ってきます。水が冷たくきれいな上流の支川で産卵し、サケの仲間ですが海洋よりも河川での生活が長く、上流から下流と河川の最も広い範囲を利用しており、河川環境の指標種として最適です。



サクラマス

1) サクラマスの遡上環境と河床の改善

(活動) 九頭竜川支川において産卵場の造成などを行います。

(趣旨) サクラマスは産卵のために支流に遡上しますが、落差工などで連続性が絶たれていると、産卵適地にまで遡上できません。また、産卵のためには、河床の礫と礫の間に隙間があり、浮石で水通しが良く卵に十分な酸素が供給されていることが重要となります。



人工産卵場造成

2) 遺伝的固有性を守ったサクラマス稚魚の放流

(活動) 五松橋下流にて、春と秋に分かれて、町内の全年長園児が、九頭竜川中部漁業協同組合の行うサクラマスの稚魚放流会に参加します。ここでは、毎年九頭竜川から採取したサクラマスの親魚を提供し稚魚を育成している環境保全団



園児による稚魚の放流会

体が、園児たちにサクラマス生態や川の環境についての話をします。

(趣旨) サクラマスは河川ごとに適応・進化しているため、放流する場合には、九頭竜川固有の遺伝子を守り生態系のバランスに配慮した適正数を放流することが大切です。

3) サクラマスの飼育体験と環境学習

(活動) サクラマスの発眼卵を希望の小学校に配布します。飼育や観察、環境学習を行ったのち学校の近くの支川に放流します。秋には、回帰したサクラマスの観察会を行います。

(趣旨) サクラマスを題材にした学習を継続することは、河川環境や生物多様性の理解を深め永平寺町の特色ある教育につながります。



飼育・観察・環境学習

(2) ホタル

ホタルはコウチュウ目ホタル科に分類される昆虫の総称で、永平寺町吉野地区や志比南地区に代表される地域住民の保全活動によって、毎年、川面を飛び交うたくさんのホタルを見ることができます。



ホタル生息地(荒川)

1) ホタル生息環境の保全

(活動) 河川の維持管理をするとともに、ホタルの生殖期間中(6月)の屋外体育施設のナイター照明等の使用制限、ホタル生息域の河川周辺田における農薬等の適正管理、およびホタルの飼育・放虫を行います。

(趣旨) 地域の川をホタルが棲める川として生息環境に配慮するとともに水と緑がつながる水辺の保全・創出を図ります。



河川での生き物調査

2) ホタル生息環境の学習

(活動) ホタルの生息する河川の水質や生態について学習します。また、河川で生き物調査を実施したり、啓発看板を作成します。

(趣旨) ホタルやその生息環境としての河川等の良さを知りそれを守るために自分たちにできることを実行します。

3) ホタル観察会

(活動) 生殖活動期間中のホタル観察会を継続的に実施します。



(趣旨) ホタルを鑑賞することを通して水辺環境について考え、その保全活動に取り組む契機をつくります。

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
サクラマスの遡上環境と河床の改善	○	◎	◎	○
遺伝的固有性を守るサクラマス稚魚の放流	○	○	◎	○
サクラマスの飼育体験と環境学習	○	◎	○	○
サクラマスの産卵に関する調査 (河川環境改善の指標として)	○	◎		○
ホタル生息環境の保全	○	◎	○	○
ホタル生息環境の学習	○	◎		○
ホタル観察会	○	◎		○

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
河川環境改善の指標（産卵床の数、サイズ、水深、流速、水温、水質、重複産卵の有無など）	毎年調査 (町内支川を含む九頭竜川の9支川と本川の一部)		
サクラマス稚魚の放流会に参加した町内園児の総数 (2008年度からの累計)	人	1,532	3,100
ホタル観察会回数	回 / 年	3	3

3-2 地域資源を活用した高齢化・健康社会への適応

高齢化・健康社会に適応するための施策として、自然の中での健康プログラムの実施と空き家等の利用を促進して安心して持続可能な社会を目指します。また、遊歩道「永平寺参ろーど」（旧京福電鉄永平寺線跡地）等の地域資源を活用し、交通弱者の移動手段となりかつ環境にやさしい自動走行による移動サービスの実用化を目指します。

(1) 地域資源を活用した健康プログラムの実施

(活動) 自然豊かな里山での「気候療法」(*)や、温泉、禅体験、食(精進料理)、歴史的・文化的遺産とのふれあい、音楽(ハープ)、大学の施設を利用した学びを組み合わせた健康プログラムの実施を促進します。



浄法寺山

(趣旨) 永平寺町には、登山愛好家に人気の標高1,053mの浄法寺山や、吉峰寺から大佛寺山を経て永平寺へと至る稜線沿いの祖跡巡拝山岳コース等、登山道の整備された起伏のあるコースや、清浄な空気、安らぎや癒しの効果をもつ豊かな森林環境があり、山の気候を利活用した気候療法に適した地です。天然温泉をはじめ、地域の自然・歴史・文化と組み合わせたアカデミックで魅力的な健康プログラムを作ることにより、疾病予防や健康増進に寄与できます。また、環境に対する意識を高めることにもつながります。



気候療法
(山の場合)

(*) 汚染大気やむし暑さのない(保護性の)気候環境、および身体の鍛錬につながる(刺激性の)気候環境を利用して、そこで運動したり休養したりすることにより病気の予防や健康増進をめざす身体にやさしい自然療法の一つ。

(2) 高齢化社会、健康社会のための場づくりと空き家の利用促進

(活動) 空き家情報バンクを活用し、空き家を学生・留学生・高齢者・障がい者らがともに活動し、生活できるシェアハウスとして利用することなどを促進します。

(趣旨) 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の3つの社会を実現するうえでは、高齢者や障がい者が、不安を感じる事無く安心して健康に便利で生活できることが要件となります。退職者、高齢者、障がい者がともに働ける場づくり、安心でつながりのある場づくりは、過疎の不安がない持続可能なまちを形成すると考えられ、それは、若者や県外、国外者にも関心を促すものと考えます。

(3) 自動走行による移動サービスの実用化

(活動) 自動運転車両走行の実証実験(*)の結果を踏まえて、平成31(2019)年度以降、「自動走行による移動サービス」の実用化を目指します。

(趣旨) 環境にやさしい電動自動運転車を、交通弱者の移動手段等、住民とともに日常生活の一部に取り込む可能性を検討し、住民が抱える様々な社会課題の解決を図ります。また、国・企業の研究機関が来て新たな企業の誘致や雇用の機会も期待できます。



自動走行実証実験
(永平寺参ろ一ど)

(*) 永平寺町と福井県が、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、自動運転技術の検証を目的に、自動運転EVコムーターを「永平寺参ろ一ど(全長約6km)」の一部で走行させ、技術課題を確認したり、自動運転車の走行実験を行うことで、自動運転技術およびモビリティサービスの実用化に向けた検証を行う事業。(事業期間は平成31(2019)年3月末日まで)

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
地域資源を活用した健康プログラムの実施	○	◎	○	○
高齢化社会、健康社会のための場づくりと空き家の利用促進	◎	○	○	○
自動走行による移動サービスの実用化	◎	○	○	○

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状(2016)	目標(2027)
地域資源を活用した健康プログラム	—	未実施	実施
空き家を利用した定住件数(累計登録数)	件	2	20
自動走行による移動サービスの整備延長	m	0	6,025

第4章 計画の推進

4-1 推進体制

第2次計画では、計画の推進体制として、図2のような町、町民・団体、事業者、学校が対等の立場で適宜計画進行を担う体制を構築します。これら4者がときに主体となり、ときに協力者あるいは参加者となる体制です。また、町（行政）では、庁内推進会議を設置し、関係部局と連携しながら環境施策を推進します。そして、環境審議会は進捗状況の報告を受け、点検し意見します。

計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCA)で管理することとし、PDCAサイクルは、「P：計画(方針・目標の設定)→D：実践→C：点検→A：見直し」の繰返しの中で、継続的に改善を行います。

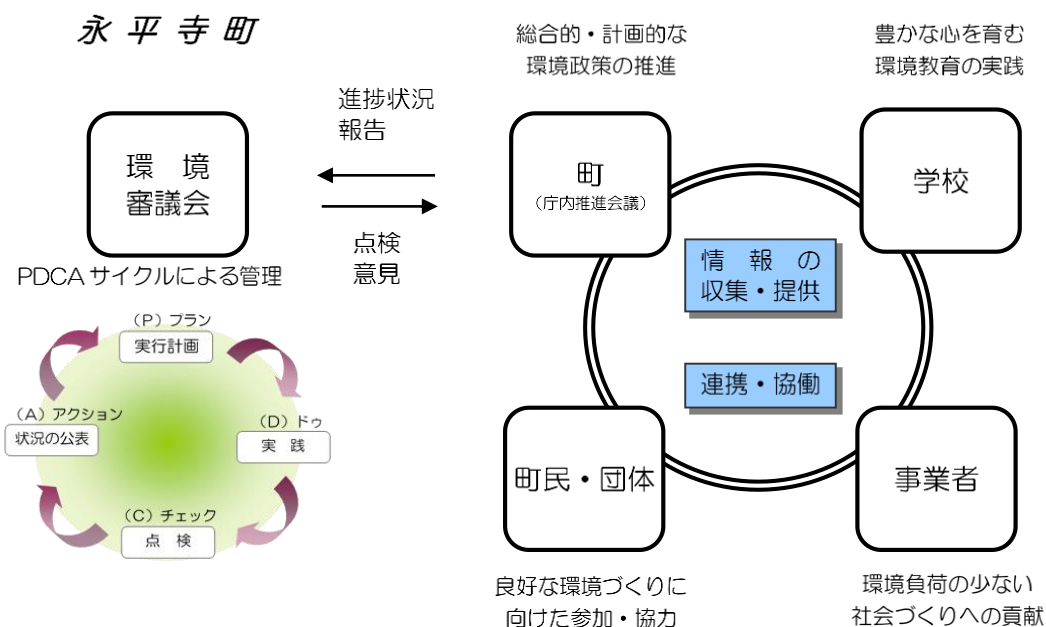


図2 推進体制

4-2 人づくり

施策や行動計画の取組を実施するのは人です。そして、全ての行動計画を実施する中で自ずと人材が養成されることが期待されます。そのためには、次のような取り組みが必要と考えています。

(1) 学校と地域が連携した環境教育の実践

農業体験やアユつり体験等を通しての里地・里山・里川でのアクティブラーニングの実践に努めま



田植え体験

す。また、こどもエコクラブ活動などを推進します。

永平寺町と、福井大学および福井県立大学との包括的連携協定に基づき、環境面での施策考案等連携して行っていくよう努めます。

環境ポスターの作成や展覧を通しての環境に対する意識の向上や国・県・町の支援策を活用した環境学習の実践に努めます。

(2) 環境活動に対する情報収集・提供

環境活動に関する情報発信に町広報誌やホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の多様なメディアを効果的に利用します。

(3) 環境美化推進員の育成

環境やごみ問題に関する研修会や、地域の環境美化活動を通じて、地域の環境リーダーを育成します。

○ 取組項目と実施主体

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
学校と地域が連携した環境教育の実践	○	◎	○	◎
環境活動に対する情報収集・提供	◎	○	○	○
環境美化推進員の育成	◎	○		

(注) ◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

○ 環境指標

項目	単位	現状 (2016)	目標 (2027)
環境ウォークの実施回数	回 / 年	2	2
学校での環境に関する授業時間	時間 / 年	42	45
こどもエコクラブ登録児童数の在校生に対する割合	%	7.2	20
広報誌・ホームページ等を活用した情報発信	回 / 年	20	24
環境に関する講演会・研修会等の実施回数	回 / 年	6	7

4-3 取組実施ゾーン

永平寺町は、水とふれあうことのできる清流九頭竜川が町の東西を横断し、北に浄法寺山(1,053m)、南に大本山永平寺、吉峰寺から大佛寺山(807m)を経て永平寺へと至る稜線沿いの祖跡巡拝山岳コース、松岡古墳群など歴史にふれあう地域、その西に吉野ヶ岳(547m)の緑にふれあう地域があります。また、九頭竜下流には、北側に福井大学(松岡キャンパス)と福井県立大学(永平寺キャンパス)など学びや交流に適した地域が広がっています。

施策を実施する地域を、自然環境や土地利用を勘案して自然とふれあうゾーン、水とふれあうゾーン、歴史文化とふれあうゾーン、学びのゾーンの4つに区分し、図3に示します。

永平寺町は、このように恵まれた地域資源をもっていることを念頭に、今後、多彩な環境行動を展開していきます。

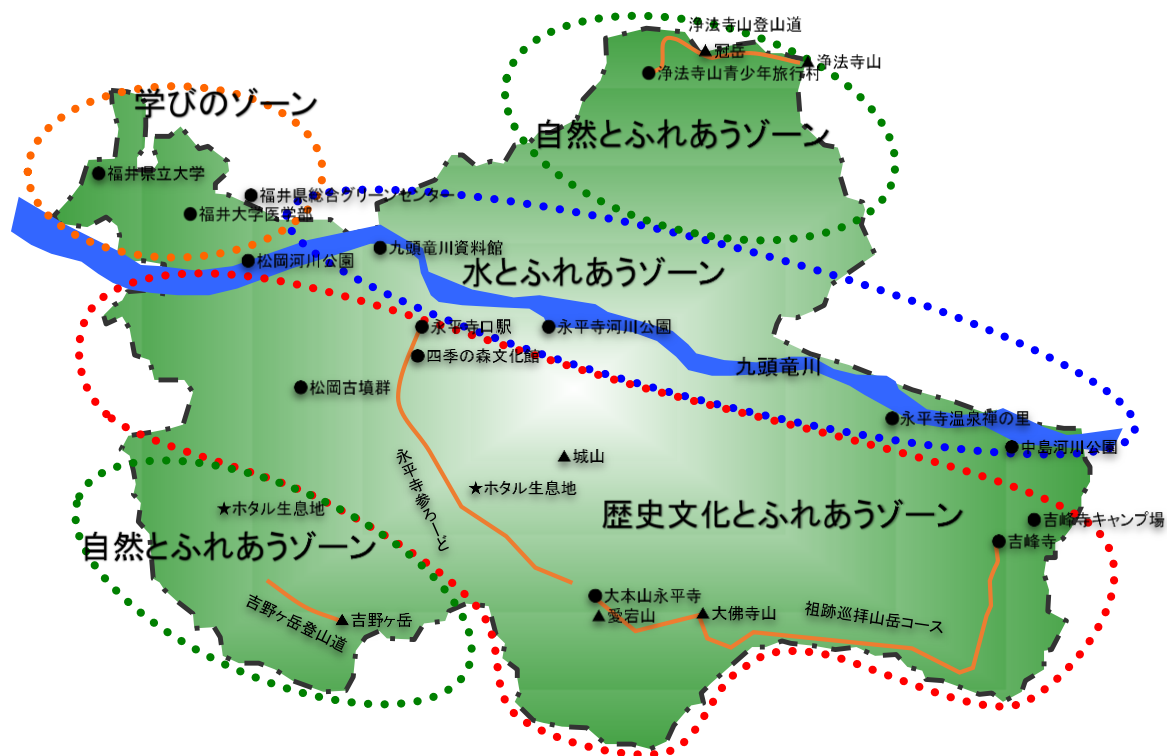


図3 取り組み実施ゾーン

資料編

1	計画策定の経緯	1
2	関係者名簿	1
3	アンケート調査	
3-1	調査結果のまとめ	2
3-2	調査結果（環境美化推進員等）	4
3-3	調査結果（中学2年生）	9
4	永平寺町環境基本条例	13

1 計画策定の経緯

年月日	委員会等	主な議論内容
平成29年 3月21日	環境審議会	環境基本計画について（諮問） 環境基本計画策定委員会の設置について 環境基本計画の策定のスケジュール等について
平成29年 4月25日	第1回策定委員会	委嘱状交付 現行の環境基本計画の概要について 環境基本計画の策定スケジュール等について
平成29年 5月30日	第2回策定委員会	町第二次総合振興計画の概要について 町の環境の現状と課題について 国・県・町の環境基本計画の構成について 新しい環境基本計画に盛り込むべき具体的な取り組みについて
平成29年 6月27日	第3回策定委員会	新しい環境基本計画について
平成29年 8月 1日	第4回策定委員会	環境基本計画（案）Ver. 1の検討 アンケートの実施について
平成29年 9月 5日	第5回策定委員会	環境基本計画（案） Ver. 1の検討 アンケート（案）について
平成29年 9月27日	環境審議会	環境基本計画（案）の中間報告について
平成29年10月24日	第6回策定委員会	環境審議会・アンケート・庁内関係課照会の結果 について 環境指標・取組の実施主体について
平成29年12月 5日	第7回策定委員会	環境基本計画（案） Ver. 2の検討
平成30年 1月16日	第8回策定委員会	環境基本計画（案） Ver. 2の検討
平成30年 3月 2日 ～15日	パブリックコメント の実施	1名4件の意見
平成30年 3月19日	環境審議会	環境基本計画（案）の策定委員会報告について
平成30年 3月30日	町長へ答申	環境審議会会長より環境基本計画（案）を答申

2 関係者名簿

【永平寺町環境審議会委員】（敬称略、五十音順、平成30年3月現在）

氏名	公職・団体等	備考
天谷 菜海	住民代表	
石森 治樹	福井健康福祉センター環境廃棄物対策課長	
大久保 長志	永平寺町商工会会長	
川鱈 和実	志比南小学校長	
菊沢 正裕	福井県立大学名誉教授	会長
鈴木 喜代宏	永平寺町農業協同組合組合長	
問井 憲子	住民代表	
長岡 千恵子	永平寺町議会議員	副会長
堀江 俊子	永平寺町女性連絡協議会会長	

【永平寺町環境基本計画策定委員】（敬称略、五十音順、平成30年3月現在）

氏名	公職・団体等	備考
天谷 菜海	永平寺町環境審議会委員 サクラマス・レストレーション	
石森 治樹	永平寺町環境審議会委員 福井健康福祉センター環境廃棄物対策課長	
大関 政英	永平寺地区代表公民館長	
桶谷 治寛	HARU環境技術士事務所代表 技術士・エネルギー管理士	
金山 ひとみ	福井大学医学部助教 環境保健学 医師・気象予報士	
菊沢 正裕	永平寺町環境審議会会長 福井県立大学名誉教授	委員長
平井 博政	福井市治水記念館長	
堀江 俊子	永平寺町環境審議会委員 永平寺町女性連絡協議会会長	副委員長

3 アンケート調査

アンケート実施期間：平成29年9月12日（火）～9月21日（木）

アンケート対象者：環境美化推進員等 200名（男性78名、女性67名、無回答55名）

中学2年生 174名（男性87名、女性87名、無回答者なし）

調査方法：環境美化推進員研修会の場で調査票を配布し、後日、郵便にて返送してもらう。

中学2年生は、中学校の教員に、生徒への調査票の配布と回収を依頼した。

3-1 調査結果のまとめ

調査結果を3ページの表2に、回答内容は4ページ以降の3-2、3-3にグラフとともに示します。これよりわかる住民の環境意識や行動に対する意向は、主に次のとおりです。

- ・ 永平寺町の誇り、イベントへの参加形態や場所など、大人と中学生で同じ傾向が多い。
- ・ 資源ごみ回収は、大人・中学生とも、民間より自治体やPTAを利用。
- ・ 公共交通やシェア事業にはともに興味あり、中学生は自動車が無理なので自転車。
- ・ 中学生では、再エネや3Rへの理解が浸透していない。
- ・ 有害鳥獣や外来種被害では、大人・中学生とも、カラスに次いでイノシシとハクビシンが目立つ。
- ・ イベントでは、大人・中学生とも、食に興味あり。大人は健康、中学生は大学などに関心あり。
- ・ イベント開催日は、大人・中学生とも、週末の午前が参加しやすい。中学生は、土曜より日曜。
- ・ イベントへの参加形態は、大人は「家族で」、学生は「友人と」という傾向。
- ・ 気候療法や交流イベントには期待がもてる。

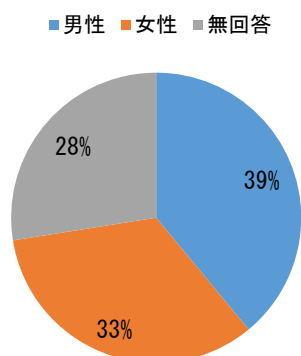
この結果を基本計画の行動計画をいくつか取り入れました。また今後の行動計画の実施に反映していくことになります。

表2 調査結果のまとめ

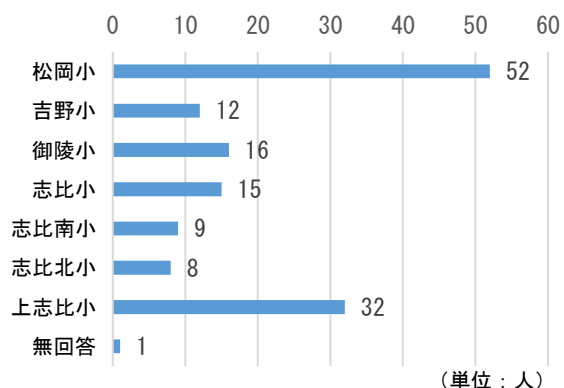
Q#	質問	環境美化推進員	中学生	備考
Q1	人数 (回収率)	144 (72%)	174 (100%)	
	男女比	男 54 : 女 46	男 50 : 女 50	
Q3	回答年代/家族	60代 42.4%	家族 5、6人が半数	
Q4	永平寺町の誇り	自然 (九頭竜、みどり)、食 (米、水)、文化 (大本山、大学) の順	同左	差なし
Q5	ゴミ量	かなり理解あり	多めに理解	差あり
Q6	雑がみ/3R	雑がみ : 半数以上知らず	3R : 半数知らず	半数知らず
Q7	資源ごみ	店頭より PTA や行政による回収	資源ゴミ分別実行	
Q8	買物/省エネ	国産	テレビ・照明・シャワー	
Q10/9	再生エネルギー	太陽光以外に、小水力やバイオマスにも関心高い	太陽光に次いで風力 (見かけるからか)	差あり
Q11/10	公共交通	利便性が必要、シェアサイクルにも関心あり	利便性に次いで、サイクルトレインやシェアサイクル	シェア事業に関心あり
Q13/11	有害鳥獣・外来種	カラス・イノシシ・ハクビシン	カラス・イノシシ・ハクビシン	20%で被害
Q14/13	行きたい場所	公園、河原・川、高い山の順	公園、高い山、河原の順	ほぼ同じ
Q15/14	イベントの内容	伝統料理・精進料理、アユ・山菜、健康山歩き	アユ、大学での実験	若干の違い
Q16	イベントの日時	日祝の午前、土の午前	日祝の午前、午後	土曜に違い
Q17/16	イベントへの参加	家族	友人	差あり
Q18/17	イベントへの関与	当日参加のみ	当日参加のみ	同じ
Q19	イベントの期間	日帰り		
Q20	気候療法と組合せ	温泉、精進料理		
Q21	交流イベント	ホリデーカフェ、フリーマーケット、体験型健康教室		

3-2 調査結果（環境美化推進員等）

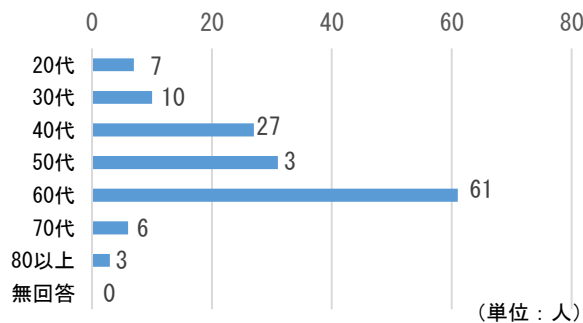
Q1 あなたの性別は？



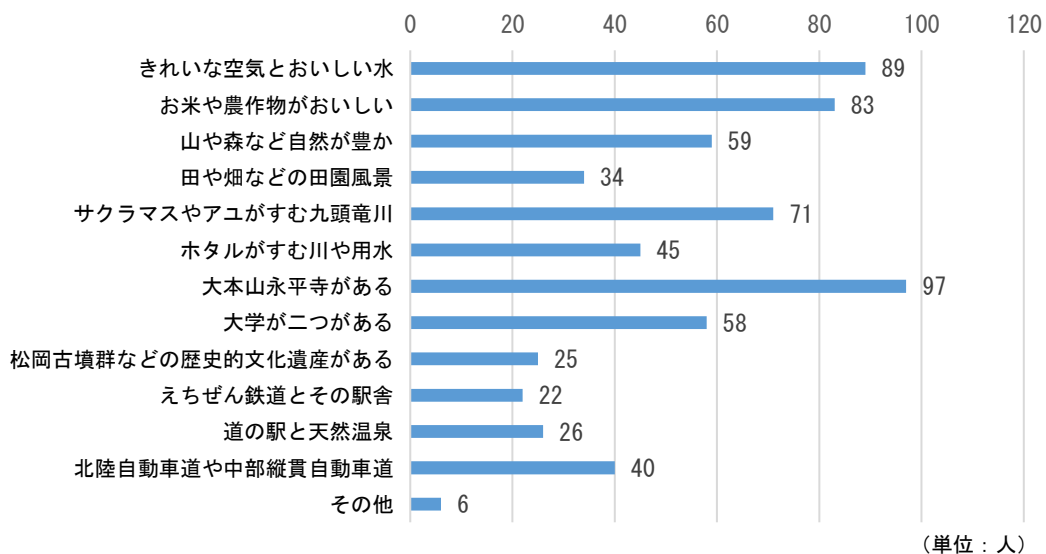
Q2 あなたはどの地区(小学校区)にお住まいですか。



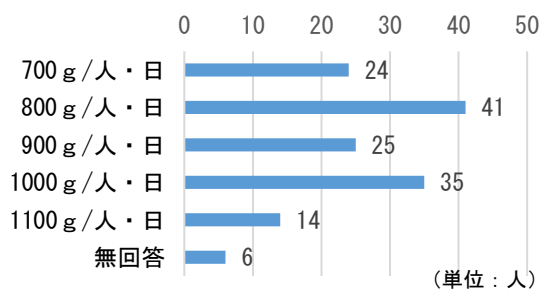
Q3 あなたは、どの年齢層に該当しますか。



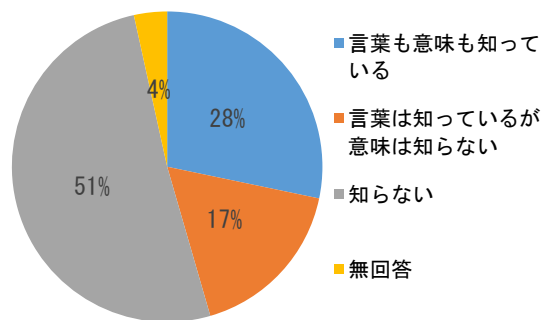
Q4 永平寺町のことであなたが自慢できると思うことは何ですか。(5つ選んで○)



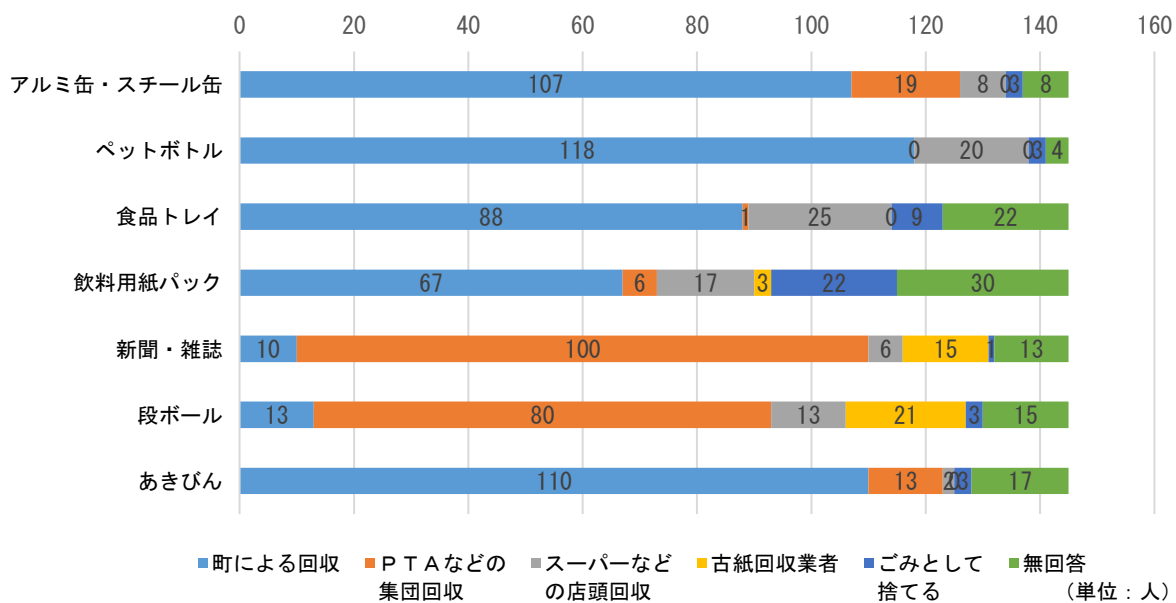
Q5 永平寺町では、町民一人が1日に出すごみの重さはどのくらいだと思いますか。一番近いと思うものを選んでください。



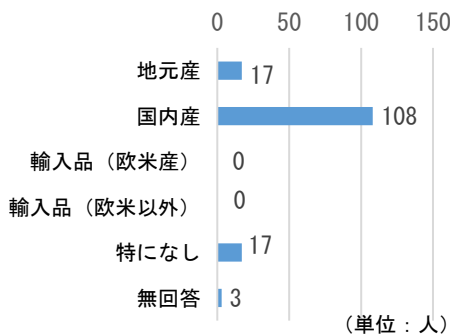
Q6 家庭ごみの約35%とも言われる「雑がみ」という言葉や意味を知っていますか。



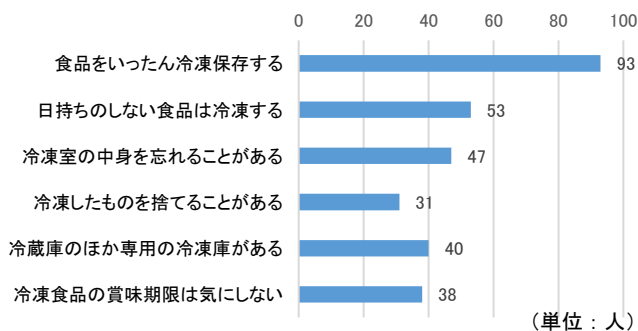
Q7 次の選択肢の中で、あなたが、日常、資源ごみとして出しているものすべての番号に○をつけたうえで、出している場所や方法を記入して下さい。



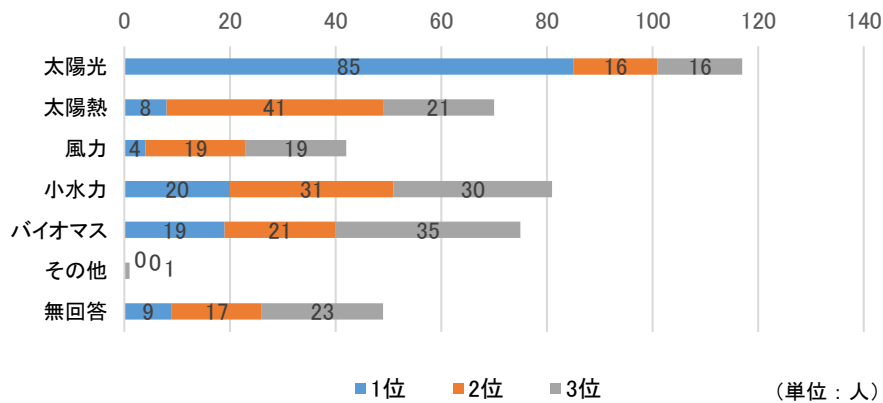
Q8 食品の購入時には、価格のほか、次のいずれのものを選ぶことが多いですか。



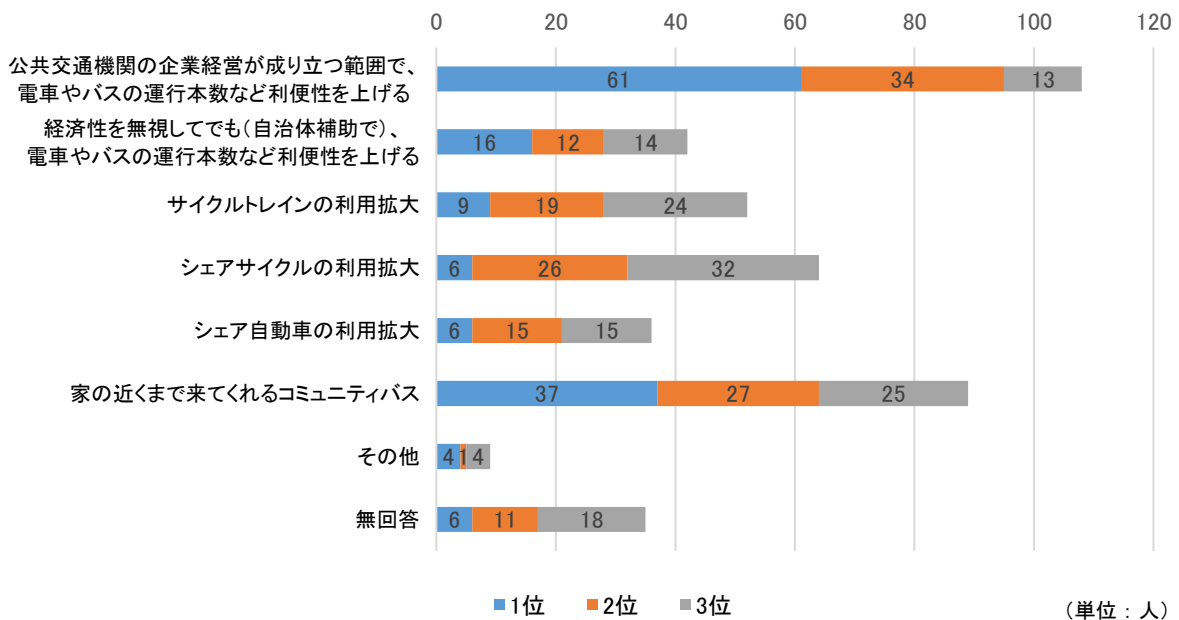
Q9 冷凍室の使い方について、当てはまる番号に○をつけて下さい。(複数選択可)



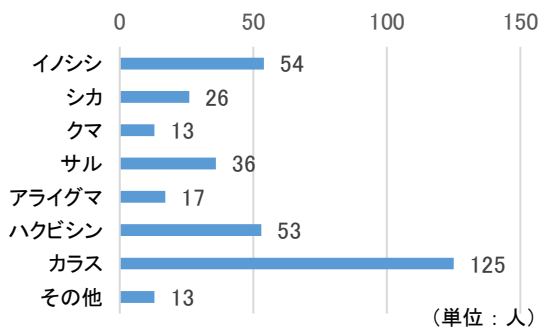
Q10 永平寺町にふさわしい利用可能な再生可能エネルギーは何だと思いますか。
 (3つ選んで、1～3の優先順位を付けて、ご記入ください)



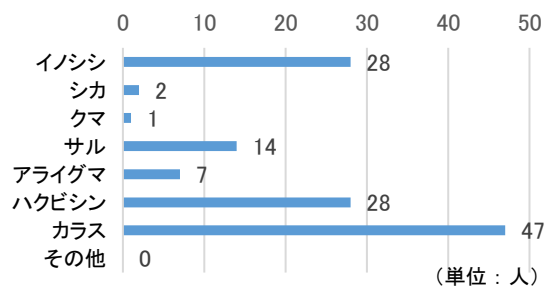
Q11 福井県や永平寺町は車社会ですが、公共交通の利用を増やすために、何が必要と思いますか。
 (3つ選んで、1～3の優先順位を付けてご記入ください)



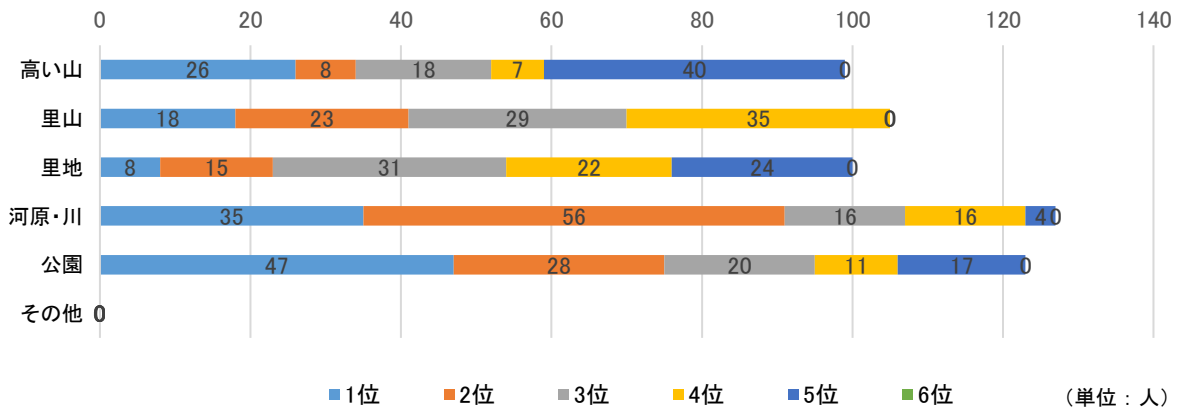
Q12 近年、あなたが目撃したことがある動物はありますか。(該当するすべてに○)



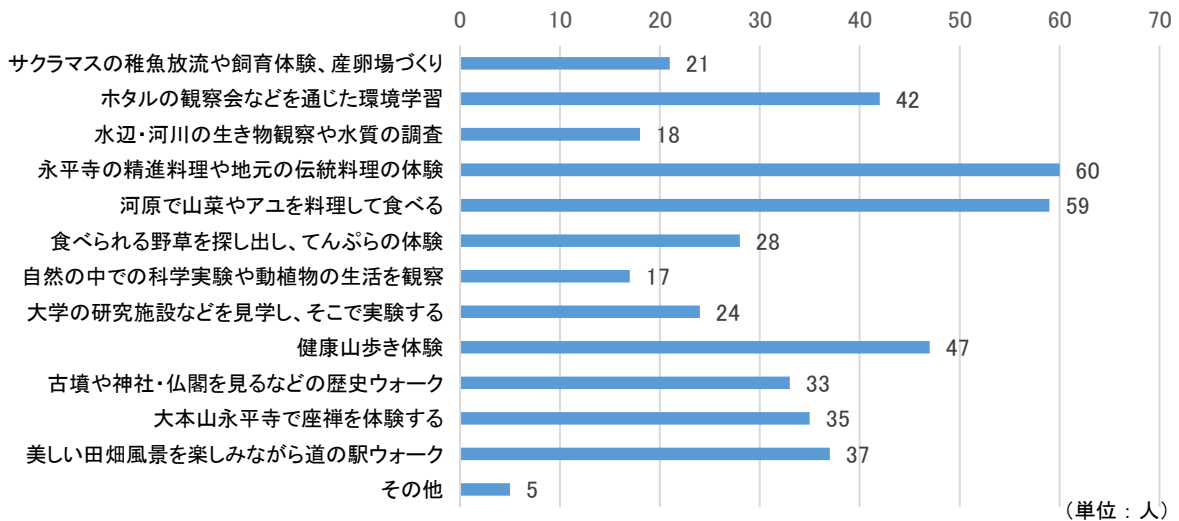
Q13 近年、農作物や家屋などに被害を受けたことがある野生鳥獣は何ですか。(実際の目撃でなく、推察でも構いません)(該当するすべてに○)



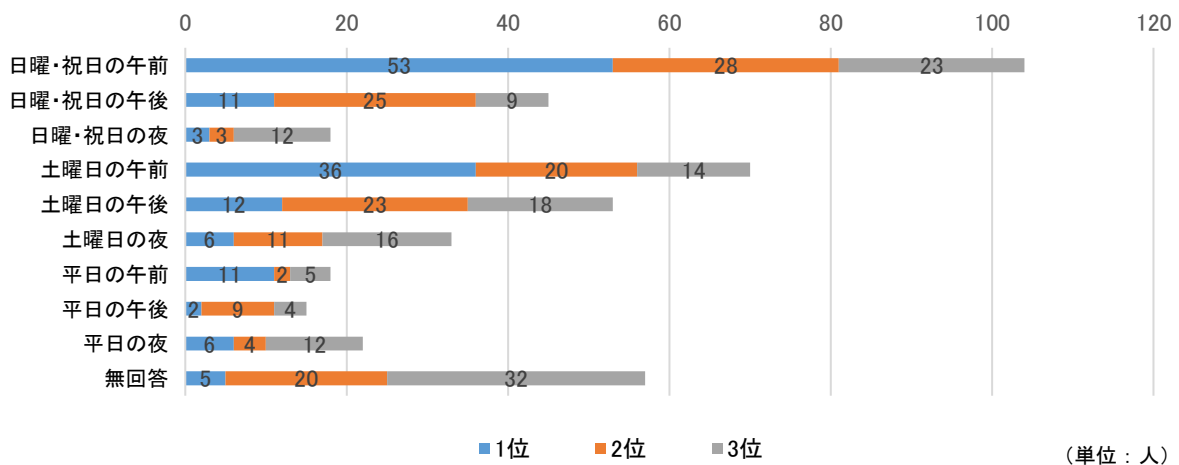
Q14 永平寺町にある高い山、里山、里地、河原、公園について、行きたいと思う順に番号を付けてください。



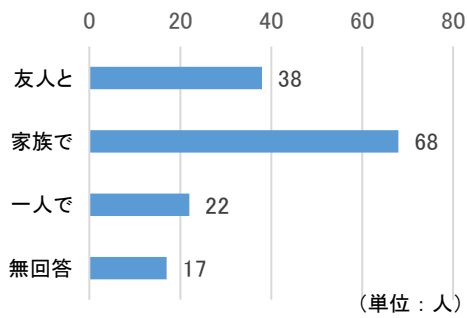
Q15 次の活動やイベントのうち、あなたはどれになら、参加したいですか。(複数選択可)



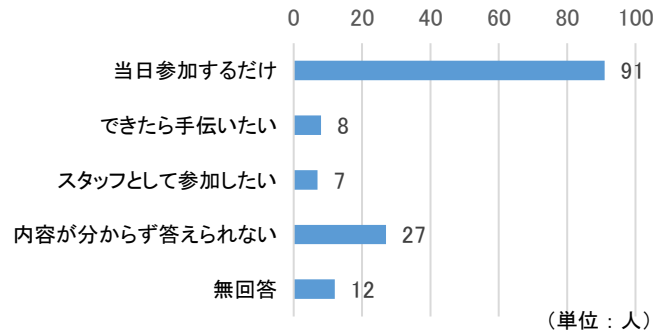
Q16 Q15で選んだイベントなどに参加する場合、あなたが参加しやすいのは、以下のどの時間帯ですか。(3つ選んで、1～3の優先順位を付けて、ご記入ください)



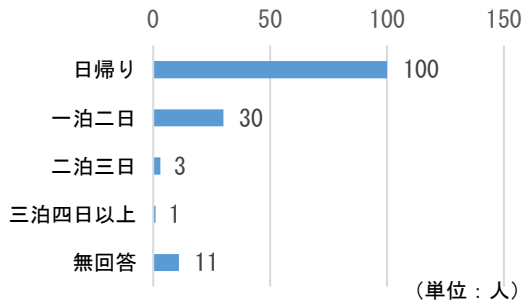
Q17 Q15 で選んだイベントなどに参加する場合、あなたは誰と参加しますか。
(どれか一つに○)



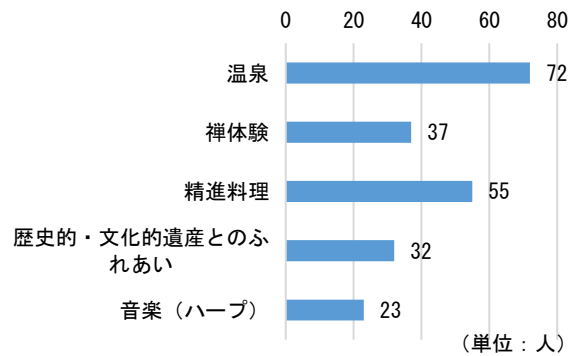
Q18 Q15 で選んだイベントなどに参加する場合、あなたはどのような形で参加したいですか。



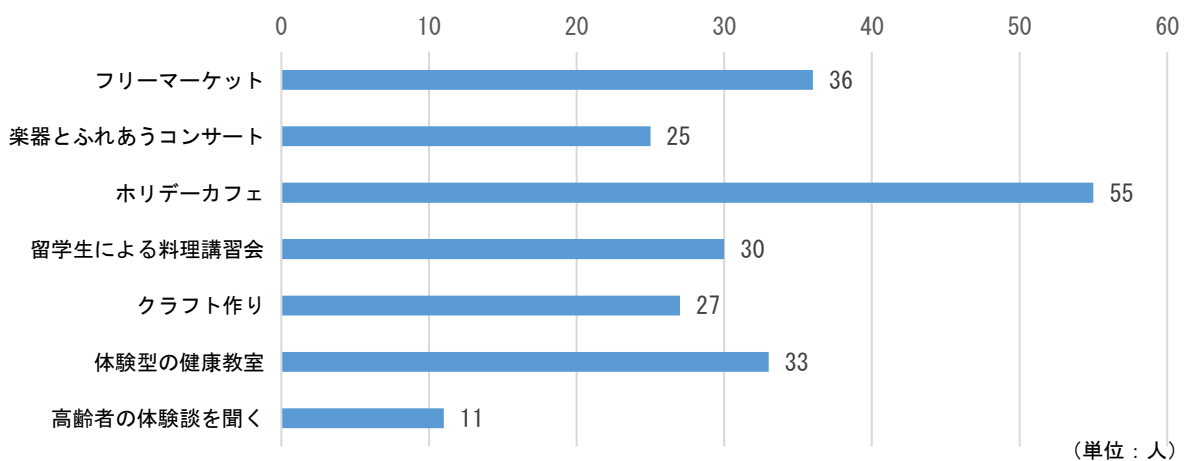
Q19 自然豊かな里山での「気候療法」を活用した健康プログラムに参加するならば、どの日程が良いと思いますか。



Q20 「気候療法」と組み合わせる内容として、どれに興味がありますか。(複数選択可)

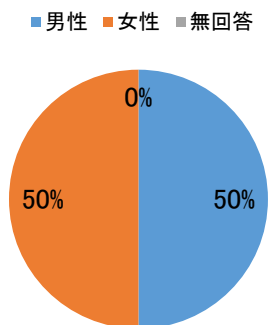


Q21 1軒の住居を複数人で共有するシェアハウスを利用した住民との交流イベントとして、あなたはどれに関心がありますか。(複数選択可)

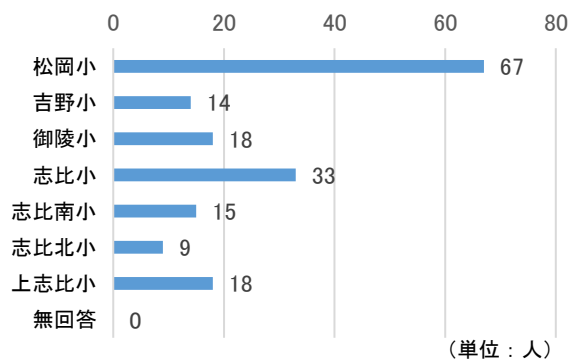


3-2 調査結果（中学2年生）

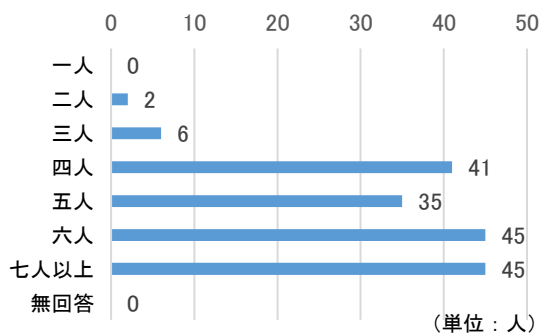
Q1 あなたの性別は？



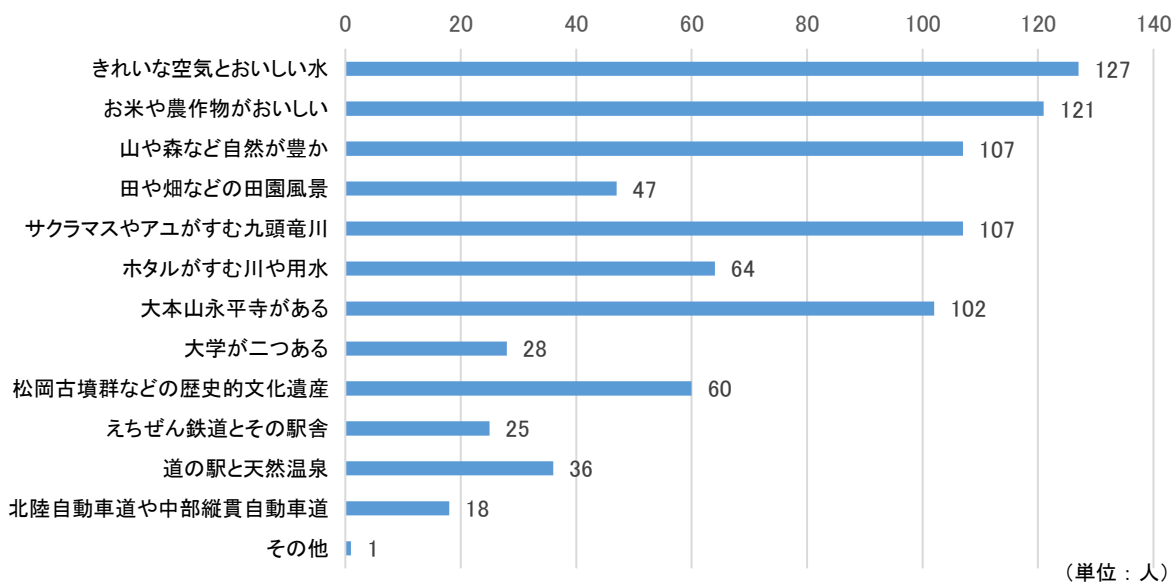
Q2 あなたはどの地区（小学校区）にお住まいですか。



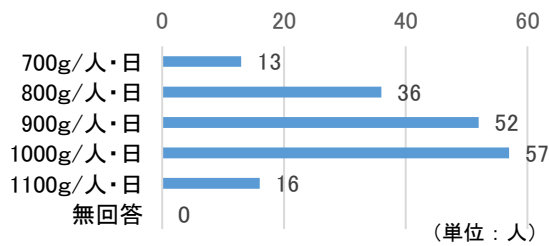
Q3 あなたの家族は全部で何人ですか。



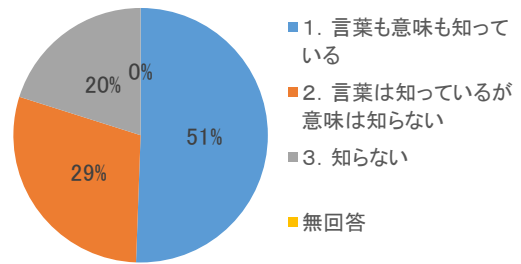
Q4 永平寺町のことであなたが自慢できると思うことは何ですか。（5つ選んで○）



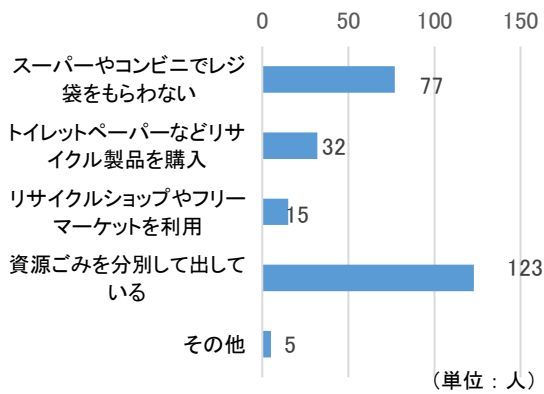
Q 5 永平寺町では、町民一人が1日に出すごみの重さはどのくらいだと思いますか。一番近いと思うものを選んでください。



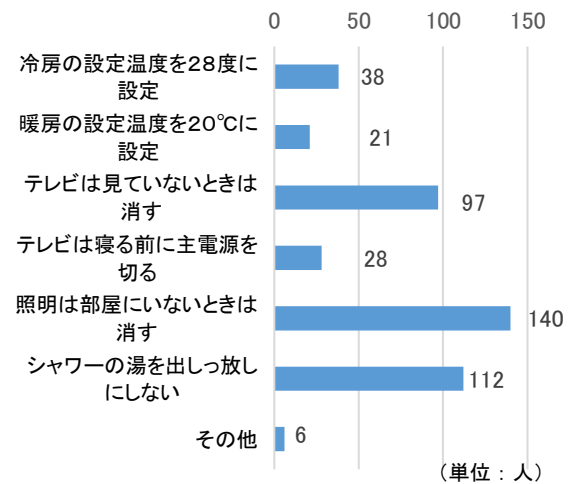
Q 6 あなたは、「3R (スリーアル)」という言葉や意味を知っていますか。



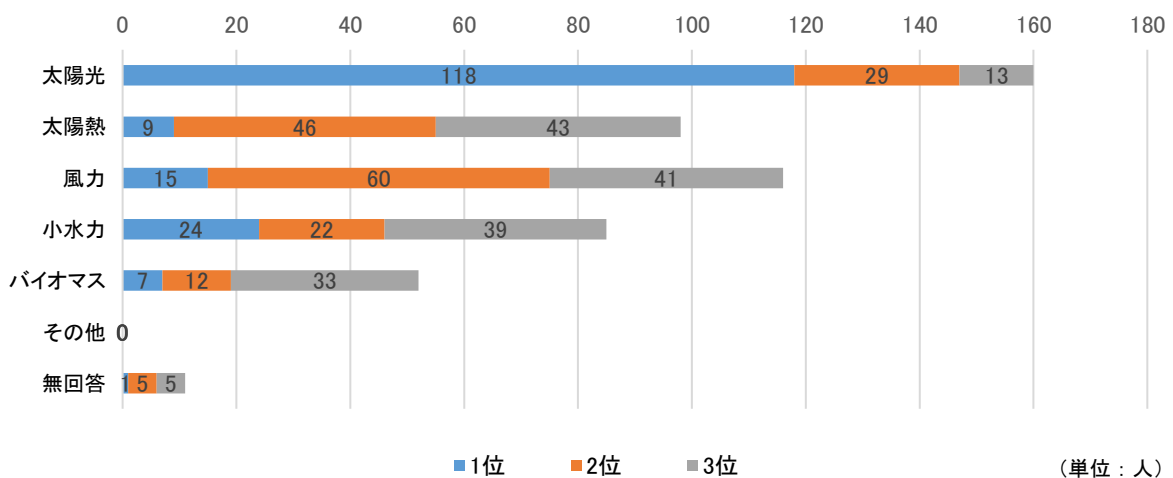
Q 7 あなたの家庭で、普段から努力している取組はありますか。(複数選択可)



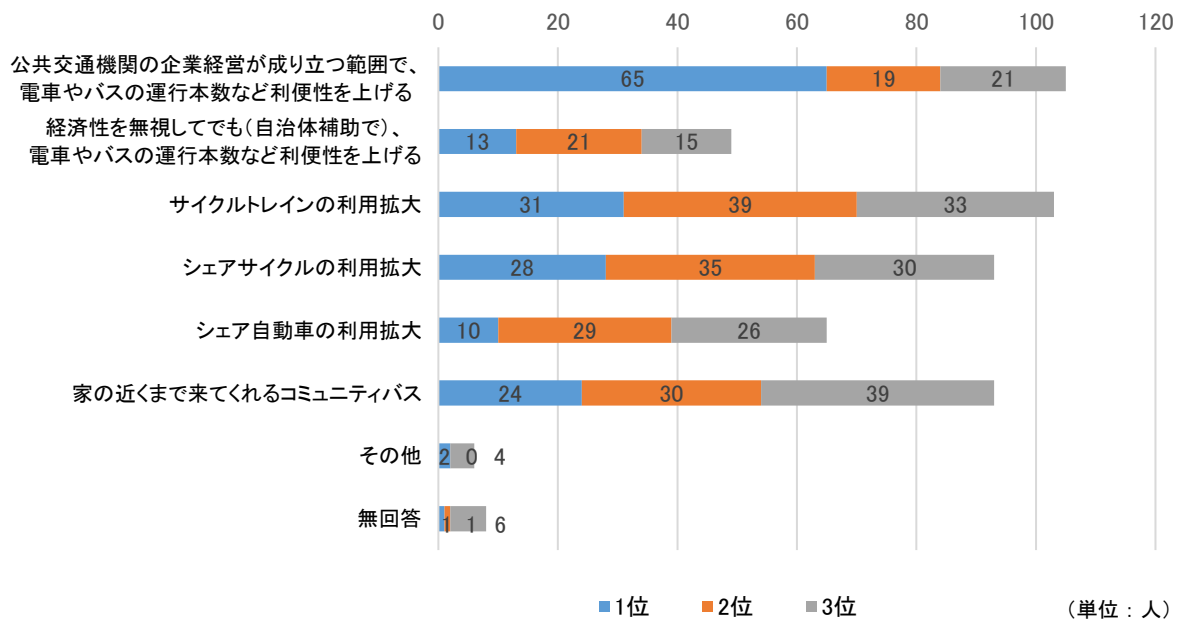
Q 8 気候変動の原因とされる二酸化炭素などを削減するための省エネルギーについてお聞きます。あなたの家庭で、普段から努力している取組はありますか。(複数選択可)



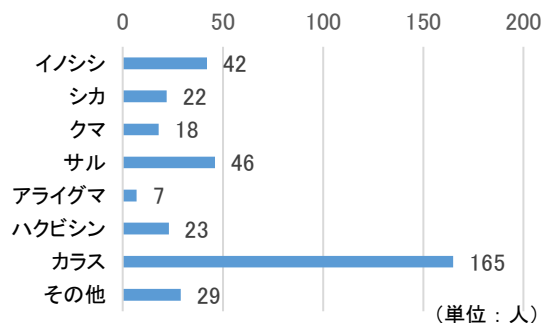
Q 9 永平寺町にふさわしい利用可能な再生可能エネルギーは何だと思いませんか。(3つ選んで、1～3の優先順位を付けて、ご記入ください)



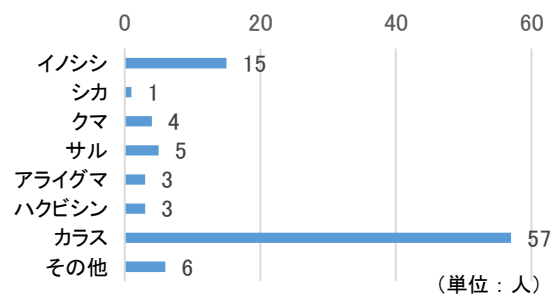
Q10 福井県や永平寺町は車社会ですが、公共交通の利用を増やすために、何が必要と思いますか。
(3つ選んで、1～3の優先順位を付けてご記入ください)



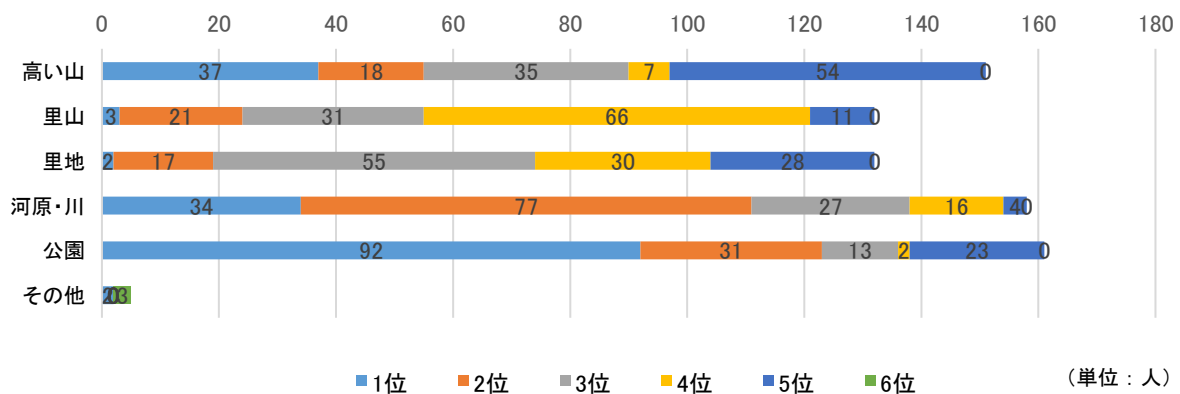
Q11 近年、あなたが目撃したことがある動物はありますか。(該当するすべてに○)



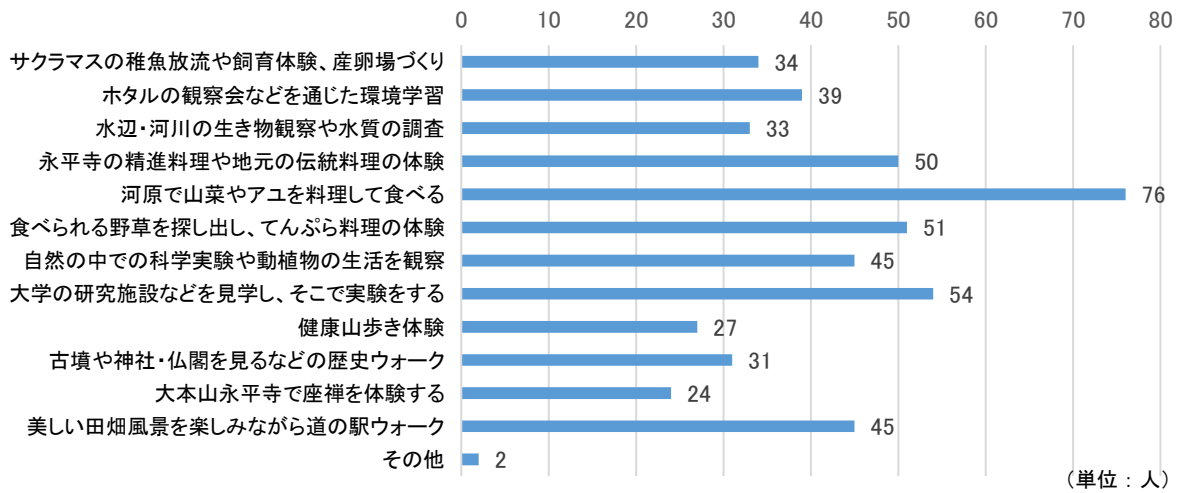
Q12 近年、農作物や家屋などに被害を受けたことがある野生鳥獣は何ですか。(実際の目撃でなく、推察でも構いません) (該当するすべてに○)



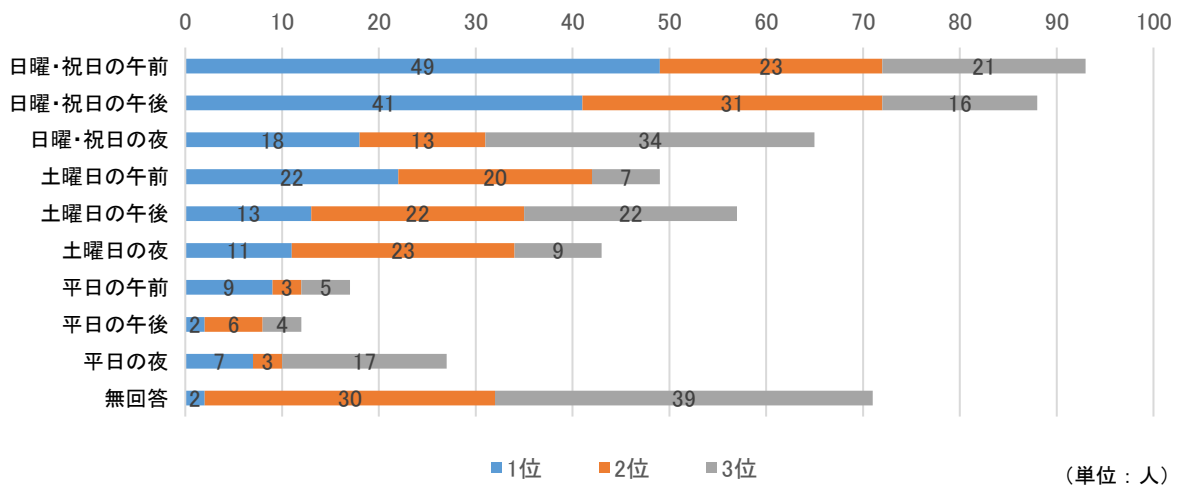
Q13 永平寺町にある高い山、里山、里地、河原、公園について、行きたいと思う順に番号を付けてください。



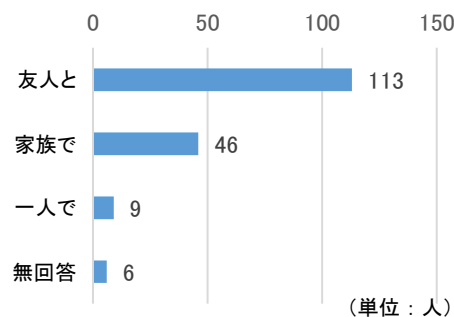
Q14 次の活動やイベントのうち、あなたはどれになら、参加したいですか。(複数選択可)



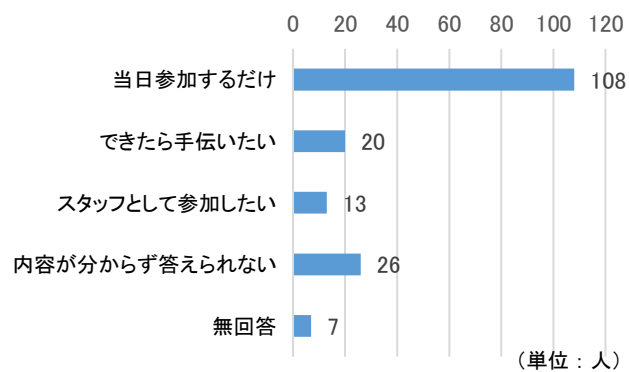
Q15 Q14 で選んだイベントなどに参加する場合、あなたが参加しやすいのは、以下のどの時間帯ですか。(3つ選んで、1～3の優先順位を付けて、ご記入ください)



Q16 Q14 で選んだイベントなどに参加する場合、あなたは誰と参加しますか。(どれか一つに○)



Q17 Q14 で選んだイベントなどに参加する場合、あなたはどのような形で参加したいですか。



4 永平寺町環境基本条例

平成19年6月27日
条例第20号改正
平成26年4月25日条例第6号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 基本的施策(第7条―第10条)

第3章 環境保全施策の手法(第11条―第18条)

第4章 推進体制(第19条・第20条)

第5章 環境審議会(第21条―第29条)

附則

永平寺町は、緑豊かな山並み、地域の中央を流れる一級河川九頭竜川のほか、大本山永平寺や吉峰寺、手繰ヶ城山古墳などが集積する歴史文化資源と、福井大学医学部や福井県立大学等、若者が集う学術研究施設が立地する恵まれた地域である。

しかし、近年の社会構造や生活様式の変化により、私たちの身近な環境に影響を及ぼしている。

このような中、河川や森林、歴史文化資源を保全すると共に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の環境意識を高め、一人ひとりが環境保全の大切さを自覚し、永平寺町の良好な自然環境、生活環境を次世代に引き継いでいかなければならない。

特に永平寺町においては、高速交通体系の整備が進むことにより経済効果を得る反面、車や人の出入りが多くなることによる大気汚染や廃棄物増等の諸問題が予想される。

このような認識のもとに、行政、事業者、及び町民すべてが、自らの生活様式や社会経済活動を見直し、環境に配慮した地域社会の創造を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について、基本理念を定め、並びに町、事業者、及び町民(通勤者、通学者、観光客等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化

又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる各号を目的として行われなければならない。

(1) 町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(2) 循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

(3) 大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び樹林地、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境が実現されることを旨として、行われなければならない。

(4) 地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を保全するとともに、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動にかかわる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、事業活動に伴う苦情や紛争に対し、誠意を持って、その解決にあたらなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、地域の環境の保全のための活動に積極的に参加するとともに、町が実施する環境の保全に関する施策を共に検討し、その実現に協力しなければならない。

2 町民は、日常生活において、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 基本的施策

(環境保全施策)

第7条 町は、第3条に定める基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる施策(以下「環境保全施策」という。)を推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、及び水、空気、土等の自然環境の構成要素を保全すること。
- (2) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (3) 自然の生態系を保護すること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (5) 廃棄物を出さない地域社会を目指した、資源の消費の抑制及び再利用並びに廃棄物の減量を推進すること。
- (6) 有害化学物質に関する知識及び情報を収集し、並びに有害化学物質による被害を未然に防止すること。
- (7) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護に寄与すること。
- (8) 景観を保全し、及び創造し、並びに歴史的文化的遺産を保護すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な措置を講ずること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、永平寺町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる各号について定めるものとする。

- (1) 環境保全に関する目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境保全施策を推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、永平寺町環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見が反映できるように必要な措置を講じなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策における環境配慮)

第9条 町は、町の講ずる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 町長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について公表しなければならない。

第3章 環境保全施策の手法

(規制の措置)

第11条 町は、公害を防止し、自然環境を保全し、その他環境を保全するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定)

第12条 町は、必要と認めるときは、事業者等との間で環境の保全に関する協定を締結することができる。

(助言、助成等)

第13条 町は、環境を保全するため必要があるときは、環境への負荷を生じさせる活動を行うものが、その活動にかかわる環境への負荷を低減するための措置をとることとなるよう、技術的な助言、経済的な助成等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備)

第14条 町は、下水道、公園その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第15条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響の評価について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第16条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の推進のため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第17条 町は、事業者、町民又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、資源回収活動、環境学習その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 町は、第16条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的活動の促進に資する為、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第4章 推進体制

(関係機関との連携及び協力)

第19条 町は、国、県、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、及び協力して、環境保全施策の推進に努めるものとする。

(体制の整備)

第20条 町は、環境保全施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、永平寺町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第22条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる各号について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第23条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 各種団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

3 前項の委員のほか、特別の専門的事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(意見の聴取等)

第27条 審議会は、必要があると認めるときは委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見の聴取及び説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は住民生活課において処理する。

(その他)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成26年4月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。

第2次永平寺町環境基本計画
平成30年3月策定

永平寺町 住民生活課 環境衛生室
〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
TEL : 0776-61-3945 / FAX : 0776-61-3464
E-mail : jumin@town.eiheiji.fukui.jp
URL : <http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

